

✓ 2024年もチェックしていますか？

最低賃金が改定されました



いつもお世話になっております。

今回は、2024年10月より適用される最低賃金の引き上げについてお知らせいたします。

【最低賃金制度とは？】

最低賃金とは、最低賃金法に基づき国によって定められた、賃金の最低限度額のことです。原則として、事業所で働くすべての労働者に適用され、使用者はそれ以上の賃金を支払う必要があります。

各都道府県で定められる「地域別最低賃金」と、特定の産業ごとに定められる「特定（産業別）最低賃金」の2種類があり、それぞれの基準を満たしていない場合には違反となり罰則が適用されます。

毎年、7～8月ごろに引き上げ額が決定し、同年10月初旬より改定されますが、今年は影響を考慮し、10月1日から11月1日までの間に順次発効される予定です。

【2024年（令和6年度）改正のポイント】

- ・2024年度の引上げ額の目安は全都道府県で50円～84円
 - ・改定額の全国加重平均額は全国加重平均は1,055円（昨年度1,004円）
 - ・全国加重平均額51円の引き上げは、1978年度に目安制度が始まって以降で最高額
 - ・最高額（1,163円）に対する最低額（951円）の比率は、81.8%（昨年度80.2%）
- なお、この比率は10年連続の改善

【変更後の最低賃金】

都道府県	最低賃金	都道府県	最低賃金	都道府県	最低賃金	都道府県	最低賃金
北海道	1,010	神奈川県	1,162	大阪府	1,114	福岡県	992
青森県	953	新潟県	985	兵庫県	1,052	佐賀県	956
岩手県	952	富山県	998	奈良県	986	長崎県	953
宮城県	973	石川県	984	和歌山県	980	熊本県	952
秋田県	951	福井県	984	鳥取県	957	大分県	954
山形県	955	山梨県	988	島根県	962	宮崎県	952
福島県	955	長野県	998	岡山県	982	鹿児島県	953
茨城県	1,005	岐阜県	1,001	広島県	1,020	沖縄県	952
栃木県	1,004	静岡県	1,034	山口県	979		
群馬県	985	愛知県	1,077	徳島県	980		
埼玉県	1,078	三重県	1,023	香川県	970		
千葉県	1,076	滋賀県	1,017	愛媛県	956		
東京都	1,163	京都府	1,058	高知県	952		

【最低賃金のチェック方法】

最低賃金は時給ベースで定められます。

そのため、月給・日給制など時間給制以外の賃金形態の場合、時給に換算してチェックを行う必要があります。

最低賃金のチェック方法は[こちら](#)！

最低賃金以上を支払わないと…

使用者が労働者に対して最低賃金未満の賃金を支払った場合には、最低賃金額との差額を支払わなければなりません。また、仮に最低賃金額より低い賃金額を労働者と使用者の合意の上で定めても、それは最低賃金法によって無効とされ、最低賃金額と同様の定めをしたものとみなされます。地域別最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、罰金（50万円以下）が定められています。

詳細情報は[厚労省HP](#)をご確認ください。

【最低賃金の改定に伴う業務改善助成金の活用】

1. 概要

事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者等に、費用の一部を助成する制度です。

事業内最低賃金の引き上げの計画



設備投資の計画
機械設備導入、コンサルティング、人材育成、教育訓練など

業務改善助成金を支給
(最大600万円)

2. 対象事業主

- (1) 中小企業・小規模事業者等に該当すること
- (2) 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内
- (3) 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がない など

3. 助成額（下記図参照）

コース区分	引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額		助成率
			右記以外の事業者	事業場規模30人未満の事業者	
30円コース	30円以上	1人	30万円	60万円	
		2～3人	50万円	90万円	
		4～6人	70万円	100万円	
		7人以上	100万円	120万円	
		10人以上	120万円	130万円	
45円コース	45円以上	1人	45万円	80万円	900円未満 9/10
		2～3人	70万円	110万円	
		4～6人	100万円	140万円	
		7人以上	150万円	160万円	
		10人以上	180万円	180万円	
60円コース	60円以上	1人	60万円	110万円	900円～ 950円未満 4/5 (9/10)
		2～3人	90万円	160万円	
		4～6人	150万円	190万円	
		7人以上	230万円	230万円	
		10人以上	300万円	300万円	
90円コース	90円以上	1人	90万円	170万円	950円以上 3/4 (4/5)
		2～3人	150万円	240万円	
		4～6人	270万円	290万円	
		7人以上	450万円	450万円	
		10人以上	600万円	600万円	

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります！

- (1) 賃金要件：申請事業場の事業場内最低賃金が950円未満である事業者
- (2) 物価高騰等要件：原材料費の高騰などの外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が3%ポイント以上低下している事業者

その他の助成条件については[厚労省HP](#)を参照ください。

参考：[厚労省](#)

この情報は2024年9月11日時点の内容です。



MiG-p運営事務局（情報配信施策担当）
 〒150-0013
 東京都 渋谷区恵比寿
 ウノサワ東急ビル3F
 電話番号 03-5420-2711
 FAX番号 03-5420-2800

山田太郎

メルマガの解除